

高圧電力Ⅱ型

(オプション契約約款)

平成28年4月1日実施

北海道電力株式会社

1 対象となるお客さま

このオプション契約約款（以下「この約款」といいます。）は、電力契約標準約款（高圧）（平成28年4月1日実施。以下「標準約款」といいます。）15（高圧電力）（1）に該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 約款の変更

- (1) 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。
- (2) 当社は、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづき、この約款を変更いたします。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。
- (3) お客さまが変更後のオプション契約約款による契約を希望されない場合は、標準約款42（需給契約の変更）または44（需給契約の廃止）により、需給契約を変更または廃止することができます。
- (4) この約款を変更する場合には、当社は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

(1) 契約電力が500キロワット未満の場合

イ 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この約款によって受けた供給とみなします。

(ロ) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、その1月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値

といたします。

ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(2) 契約電力が500キロワット以上の場合

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(3) 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を(2)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(1)によって定めます。

4 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(2) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(2)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、標準約款別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、標準約款別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 料金は、あらかじめ次のイまたはロのいずれかを、お客さまの負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決定いたします。

イ 一般料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用

しない場合（８〔その他〕(2)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）
の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1, 6 9 5円6 0 銭
---------------	----------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	1 7 円0 8 銭
------------	------------

ロ 時間帯別料金

(イ) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（８〔その他〕(2)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1, 6 9 5円6 0 銭
---------------	----------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1キロワット時につき	1 9 円2 5 銭
------------	------------

b 夜間時間

1キロワット時につき	1 4 円4 5 銭
------------	------------

(2) 力率割引および割増し

イ 力率は、その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、１００パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、８５パーセントとみなします。

ロ 力率が、８５パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割引し、８５パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割増しいたします。

(3) そ の 他

イ 時間帯別料金の適用を受ける場合、契約期間満了に先だって、原則として一般料金

に料金を変更することはできません。

- ロ 時間帯別料金から一般料金に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則として時間帯別料金に料金を変更することはできません。

6 使用電力量の計量

5(料金)(1)ロの適用を受けるお客さまの使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、標準約款22(使用電力量等の計量)に準ずるものといたします。

7 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとし、当社は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として標準約款の高圧電力またはこの約款以外のオプション契約約款に需給契約を変更することはできません。

8 その他

- (1) この約款から高圧電力またはこの約款以外のオプション契約約款に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの約款に需給契約を変更することはできません。
- (2) お客さまが希望される場合は、高圧電力に準じ、標準約款の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 5(料金)(1)イの適用を受ける場合

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、5(料金)(1)イ(ロ)を常時供給分の該当料金として算定いたします。

ロ 5(料金)(1)ロの適用を受ける場合

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、5(料金)(1)ロ(ロ)を常時供給分の該当料金として算定いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

- (3) 7(契約期間)(2)における需給契約の廃止または変更は、それぞれ標準約款44(需給契約の廃止)、46(解約等)または42(需給契約の変更)に準ずるものいたします。
- (4) この約款に定めのない規定については、高圧電力にかかわる規定を準用するものいたします。

附 則

1 実 施 期 日

この約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

2 この約款の実施にともなう切替措置

- (1) この約款実施の際現にオプション契約約款の高圧電力Ⅱ型（平成26年11月1日実施。）により電気の供給を受け、契約期間満了の日が平成29年3月30日までとなるお客さまの契約期間は、契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行なわない場合は、7（契約期間）(1)にかかわらず、平成29年3月31日まで延長いたします。

なお、平成28年3月31日までに需給契約が成立し、かつ、料金適用開始の日が平成28年4月2日以降となるお客さまの契約期間は、契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行なわない場合は、契約期間満了の日が属する年度の末日までといたします。

- (2) この約款実施の日または料金その他供給条件を適用する日（以下「この約款の実施日」といいます。）の前後で料金率が異なる場合は、この約款の実施日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款23(料金の算定)または24(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。